

## 九州大学西新プラザ規則

平成16年度九大規則第68号  
制 定：平成16年 4月 1日  
最終改正：令和 3年 4月30日  
(令和3年度九大規則第33号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学西新プラザ（以下「プラザ」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 プラザは、九州大学（以下「本学」という。）における国際学術研究の推進及び社会連携の促進を図るとともに、学術研究活動等の情報を発信し、併せて本学の教育研究活動の促進に資することを目的とする。

(管理運営の責任者及び審議機関)

第3条 プラザに管理運営責任者を置き、理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 プラザの管理運営に関する重要事項については、九州大学教育研究評議会規則（平成16年度九大規則第6号）第7条第1項に規定する九州大学キャンパス計画及び施設管理委員会において審議する。

(施設)

第4条 プラザに、会議室、多目的室、和室、宿泊室、オフィス、展示コーナー、産学交流室、資料室等を置く。

(使用の範囲及び許可)

第5条 前条に定める施設を使用しようとする場合は、所定の使用申請書により、管理運営責任者にその使用を申請し、許可を受けなければならない。

2 前条の施設を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の教職員経験者
- (3) 本学の学生及び卒業生
- (4) その他管理運営責任者が適当と認めた者

3 前項第4号に掲げる者の申請に際しては、本学の教職員の紹介を要する。

4 管理運営責任者は、第1項の許可に際し必要と認めるときは、当該使用について必要な条件を付すことができるものとする。

5 管理運営責任者は、第1項の許可を受けた者を当該施設の使用に関する責任者（以下「使用責任者」という。）に指名する。

(使用の制限)

第6条 管理運営責任者は、前条第1項の申請に係る使用の目的が次の各号の一に該当する場合は、許可を行わないものとする。

- (1) 政治的又は宗教的な活動を目的としたもの
- (2) 専ら営利的な活動を目的としたもの
- (3) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (4) 本学の公共性若しくは公益性又は名誉若しくは信用を損なうおそれがあるもの
- (5) プラザの管理上支障が生じるおそれがあるもの
- (6) その他プラザの設置目的に適さないもの

(適正使用等)

第7条 使用責任者は、その使用に際し、この規則等及び許可条件を遵守し適正に使用しなければならない。

2 管理運営責任者は、使用責任者が使用申請書に虚偽の記載をしたとき又はその使用が前条の規定に違反し、若しくは違反するおそれがあると認めるときは、当該許可を取り消すこと、又は使用を中止させることができる。

3 前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたことによって、使用責任者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責めを負わない。

4 管理運営責任者は、第2項の定めにより、許可を取り消した場合、又は使用を中止させた場合には、以降、当該使用責任者からの使用申請があっても申請を受け付けないことができる。  
(紹介者の責務)

第8条 第5条第3項の規定により施設利用の申請を紹介する教職員（以下「紹介者」という。）は、第2条及び第6条の趣旨を踏まえ、申請に係る使用目的等を確認及び精査した上で紹介しなければならない。

2 紹介者は、当該紹介者に申請の紹介を依頼した者（以下「紹介による申請者」という。）の申請の内容に虚偽等があると認められたときは、当該紹介を取り下げなければならない。

3 紹介者は、紹介による申請者が使用を許可された場合において、施設を使用するに当たりこの規則に従わない場合は、紹介による申請者に対し必要な指示を行わなければならない。

4 紹介者は、前条第2項に定めるもののほか、管理運営責任者からの指示に基づき、紹介による申請者に対し、必要な連絡、調整、指示等を行わなければならない。  
(使用時間等)

第9条 プラザの使用時間、休業日等については、使用細則で定める。  
(使用料)

第10条 使用責任者は、使用料金規程で定めるところにより使用料を納付しなければならない。  
(原状回復)

第11条 使用責任者は、当該施設の使用を終えたとき（第7条の規定により、管理運営責任者が当該使用を中止させた場合を含む。）は、直ちに原状に回復しなければならない。  
(損害賠償)

第12条 プラザを使用する者がその責に帰すべき事由によりプラザの施設、設備、備品等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。  
(事務)

第13条 プラザの管理運営に関する事務は、研究・産学官連携推進部研究企画課において処理する。  
(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、プラザの管理運営に関し必要な事項は、使用細則で定める。

#### 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年度九大規則第189号）

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規則第11号）

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第22号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第39号）

この規則は、平成22年11月1日から施行し、改正後の九州大学西新プラザ規則の規定は、平成22年10月1日から適用する。

附 則（平成26年度九大規則第55号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第115号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第115号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第33号）

この規則は、令和3年5月1日から施行する。